

経営者保証を不要とする 取り扱いについて

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、平成30年4月から「経営者保証を不要とする取り扱い」に関して新たな運用を開始しています。



イメージキャラクター
びよこ



イメージキャラクター
ひばり先輩

1.保証時の取り扱い

次の①～③のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取り扱いをすることができます。

取扱類型	経営者保証が不要となる要件																																		
<p>① 金融機関連携型</p>	<p>下記の①または②のいずれか、および③を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている(図ろうとしている)。</p> <p>①取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資(注)残高がある</p> <p>②取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する</p> <p>③財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしている</p> <p>提出書類 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書</p>																																		
<p>② 財務要件型</p>	<p>直近決算期において、次の財務要件の基準ア～ウのいずれかに該当する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>基準 ア</th> <th>基準 イ</th> <th>基準 ウ</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>純資産額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td rowspan="2">②または③の いずれか 1つ以上充足</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>使用総資本 事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td rowspan="2">④または⑤の いずれか 1つ以上充足</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>インタレスト・ カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務要件型については、「経営者保証ガイドライン関連保証制度」でのご利用となります。</p> <p>提出書類 経営者保証ガイドライン関連保証制度資格要件確認書</p>			基準 ア	基準 イ	基準 ウ	充足要件	①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件	②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③の いずれか 1つ以上充足	③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④	使用総資本 事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤の いずれか 1つ以上充足	⑤	インタレスト・ カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
		基準 ア	基準 イ	基準 ウ	充足要件																														
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件																														
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③の いずれか 1つ以上充足																														
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																															
④	使用総資本 事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤の いずれか 1つ以上充足																														
⑤	インタレスト・ カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																															
<p>③ 担保充足型</p>	<p>申込人または代表者本人等が所有する不動産を担保提供し、十分な保全が図られている。</p> <p>※担保提供者が申込人以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。</p> <p>※当協会の担保評価により、100%以上の保全が図られていることが必要です。</p> <p>提出書類 担保評価に必要な書類</p>																																		

(注)プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資



2. 期中時の取り扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、経営者保証の解除の要請があった場合には、以下の取り扱いとなります。

手法	経営者保証の取り扱い	金融機関連携型	財務要件型	担保充足型
借換 (新規融資)	「1.保証時の取り扱い」の「①金融機関連携型」、「②財務要件型」、「③担保充足型」のいずれかに該当する場合は、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。	○	○	○
条件変更	「1.保証時の取り扱い」の「①金融機関連携型」に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

3. 事業承継時の取り扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資については、以下の取り扱いとなります。

原則・例外	経営者保証の取り扱い
原則	旧代表者、新代表者の双方から二重には保証を求めません。 申込金融機関の審査結果を踏まえ、原則として新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証を解除し、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証を追加しません。
例外	経営者保証ガイドライン特則第2項(1)に即して例外的に二重徴求が許容される場合はこの限りではありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">経営者保証ガイドライン特則第2項(1)</p> <p>① 前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合など、事務手続完了後に前経営者等の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合</p> <p>② 前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、本特則第2項(2)に基づいて後継者に経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合において、法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損するなど、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合</p> <p>③ 金融支援(主たる債務者にとって有利な条件変更を伴うもの)を実施している先、又は元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われている、又は法人から前経営者と後継者の双方に対し多額の貸付金等の債権が残存しているなどの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が大きく損なわれるために、前経営者と後継者の双方から保証を求めなければ、金融支援を継続することが困難となる場合</p> <p>④ 前経営者、後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申し出があり、本特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合(自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、対象債権者から要求されたものではないことが必要)</p> </div>



※事業承継時においても「2.期中時の取り扱い」に該当する場合には、後継者(新経営者)の保証を追加することなく前経営者の保証を解除することができます。
※金融機関で事業承継について把握された時には、申込前に当協会までご連絡ください。

4. その他

「1.保証時の取り扱い」の「①金融機関連携型」の要件により保証付融資について経営者保証を不要とした後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

※上記の他、個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合には、経営者保証を不要とすることが可能となりますので、事前にご相談ください。

※県融資制度、市町村金融制度でも、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

※経営者保証を不要とする取り扱いに該当する場合も、申込書類には「個人情報の取扱いおよび提供に関する同意書」が必要です。

がんばる企業を全力サポート!
- いばらきをもっと元気に -

茨城県信用保証協会

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



本店営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証課 県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
◆保証課 県北グループ ☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証課 県南グループ ☎029-826-7812
◆保証課 県西グループ ☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852
◆創業支援課 ☎029-224-7865